



男女共同参画の視点

気付いていますか？ 相手の気持ち、自分の気持ち

皆さんは大切に思っている人と毎日どのような会話をしていますか。日常の中では「相手の何げない言葉で落ち込んだ」「相手の一言にイライラした」「恋人の気持ちが分からない」など気持ちが不安定になることがあるものです。いつもそばにいる人や気が許せる友人を、知らないうちに配慮に欠ける言葉で傷付けていませんか。

また「思っていることを言葉にしなくても分かり合える」と思い込んでいませんか。こうした小さなことの積み重ねによって、相手が自分を見失ったり、孤独を感じたりしているかもしれません。

特に女性は、昔から自分の気持ちを抑え、我慢することが当たり前だとされてきました。身近な人との関わりだからこそ、自分の気持ちを言葉で伝えることが大切です。

女性のための相談(予約制)

市では、さまざまな悩みや問題を抱える女性を支援するため、女性相談員(カウンセラー)が相談に応じる「女性のための相談」

を実施しています。

日時＝毎週木曜日 午前10時～午後4時(1回当たり50分)

場所＝市民相談室(市役所2階)

相談内容＝セクハラや配偶者からの暴力などの家庭や職場で女性が抱えるさまざまな悩みや問題

対象＝市内在住の人

相談料＝無料

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



消費生活相談Q&A

クレジットカードのトラブルに注意 4月から成年年齢が18歳に引き下げ

Q 今年の2月に19歳の息子がSNSを通じて知り合った女性から「もうかる話がある」と誘われ、副業のコンサルティングの委託契約をしました。「契約金が高額で支払えない」と言うと、クレジットカードを作るように指示されたので申し込みました。しかし、未成年者だったのでカード会社から親に確認の電話がありトラブルが発覚しました。事業者に対し「未成年者と分かっているのに契約させるのはおかしい」と伝えたところ、後日息子宛てに「取り消しを認める」と回答がありましたが、本当に取り消しできるのでしょうか。

A 今回は今年の2月に契約しているため、未成年者である19歳が契約するには、原則として親権者の同意を得なければなりません。同意を得ずに結んだ契約は取り消すことができます(未成年者取消権)。

しかし、4月1日に民法が改正され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これにより、18歳から親権者の同意なしでクレジットカードを作ることができるようになりました。若者は、契約に関する知識や社会経験が少なく、契約の

重みや内容をよく理解していないことがあります。悪質な事業者はそこに付け込み、成年になったばかりの若者を狙うことが予想されます。「お金がない」と断っても、悪質な事業者やSNSで知り合った人から「これから稼ぐ分から、すぐに返済できる。クレジットカードを作ればいい」と強引に契約を迫る事例もあります。

トラブルに遭わないためにも、クレジットカードを作る際は仕組みや支払い方法を理解しておくとともに、クレジットカードを作らせて強引に支払わせるような事業者に注意しましょう。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

